

監査の指摘に対する状況

No.	年度	課等名	指摘事項	指摘区分	措置の内容	措置状況
1	2 定期監査	情報システム課	<p>業務委託に係る再委託の承諾等が適切でなかったもの R P A 運用支援業務委託始め 2 件について、契約約款に定められた書面による再委託の承諾が行われていなかった。また、業務責任者の通知及び S E に係るデータの取扱いに関する誓約等を記載した書類や S E の体制表の提出を受けていなかった。 契約内容の履行及びその確認を徹底するとともに、チェック機能の強化を図らねたい。</p>	注意	<p>R P A 運用支援業務委託始め 2 件について、契約約款に定められた書面による再委託の承諾を行うとともに、業務責任者の通知及び S E に係るデータの取扱いに関する誓約等を記載した書類や S E の体制表の提出を受けました。 また、契約内容の履行及びその確認について、複数名でチェックするなど確認体制を強化しました。</p>	措置済
2	2 定期監査	都市政策課 住宅政策課	<p>行政財産目的外使用料徴収に係る事務が適切でなかったもの 職員等駐車場及び使用期間が 6 か月以上の電柱等に係る行政財産目的外使用料の徴収について、納入期限が使用を開始する月の末日を越えて設定されていた。 春日井市行政財産目的外使用料条例等に基づいた事務処理を徹底し、定められた納入期限を設定されたい。</p>	注意	<p>行政財産目的外使用料の徴収については、使用料の納入期限を使用開始月の末日までとして設定するなど実施リストを再確認するとともに、複数職員で確認できる体制を整えました。今後、春日井市行政財産目的外使用料条例等法令を確認・遵守し、事務を遂行します。 (都市政策課) 行政財産目的外使用料の徴収については、使用料の納入期限を使用開始月の末日までとして設定するなど六部研修で課内職員に周知しました。今後、春日井市行政財産目的外使用料条例等法令を確認・遵守し、事務を遂行します。 (住宅政策課)</p>	措置済
3	2 財政援助団体等監査	ニュータウン創生課 (高蔵寺まちづくり株式会社)	<p>会計経理及び財産管理に係る事務処理に不備があったもの 次の 3 件について、高蔵寺まちづくり株式会社経理規程(以下「経理規程」という。)に定められた事務処理に不備が見受けられた。 経理規程を遵守し、適正な経理事務等を執行するとともに、組織的なチェック体制を確立されたい。 (1) 経理規程によると、出納担当者が金銭の支払いを行う場合は、会計伝票により出納責任者の承認印を受けた後、支払わなければならないとされているところ、会計システムからの会計伝票の出力を怠っていた。 (2) 経理規程によると、銀行預金については、9 月末及び 3 月末に銀行より残高証明書を徴収し預金通帳との照合を行い、出納責任者へ報告するものとされているが、取引銀行 2 行のうち 1 行の残高証明書の徴収及び照合が行われていなかった。 (3) 高蔵寺まなびと交流センター環境整備委託について、経理規程で定められた契約書の作成を省略できる金額を超えていた契約にもかかわらず、特段の理由なく契約書等が作成されていなかった。</p>	注意	<p>(1) 金銭の支払いを行う場合は、会計伝票により出納責任者の承認後、支払いを実行する様に周知徹底しました。 今後は、経理規程に基づき、適正に事務手続きを進めます。また、アウトプットした会計伝票は証憑書類と共に保存します。 (2) 未徴収となっていました 9 月末及び 3 月末付の銀行の残高証明書を徴収し、預金通帳との照合を行いました。今後は、経理規程に基づき、適切に事務手続きを進めます。 (3) 経理規程に基づき、見積書受領時等に契約書作成の可否を適正に判断し、事務手続きを進めます。</p>	措置済